

令和5年度地域森林計画の変更について（概要）

地域森林計画については、知事が森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定めることになっており、今年度は阿武隈川、奥久慈、会津、磐城計画区の計画変更を行います。

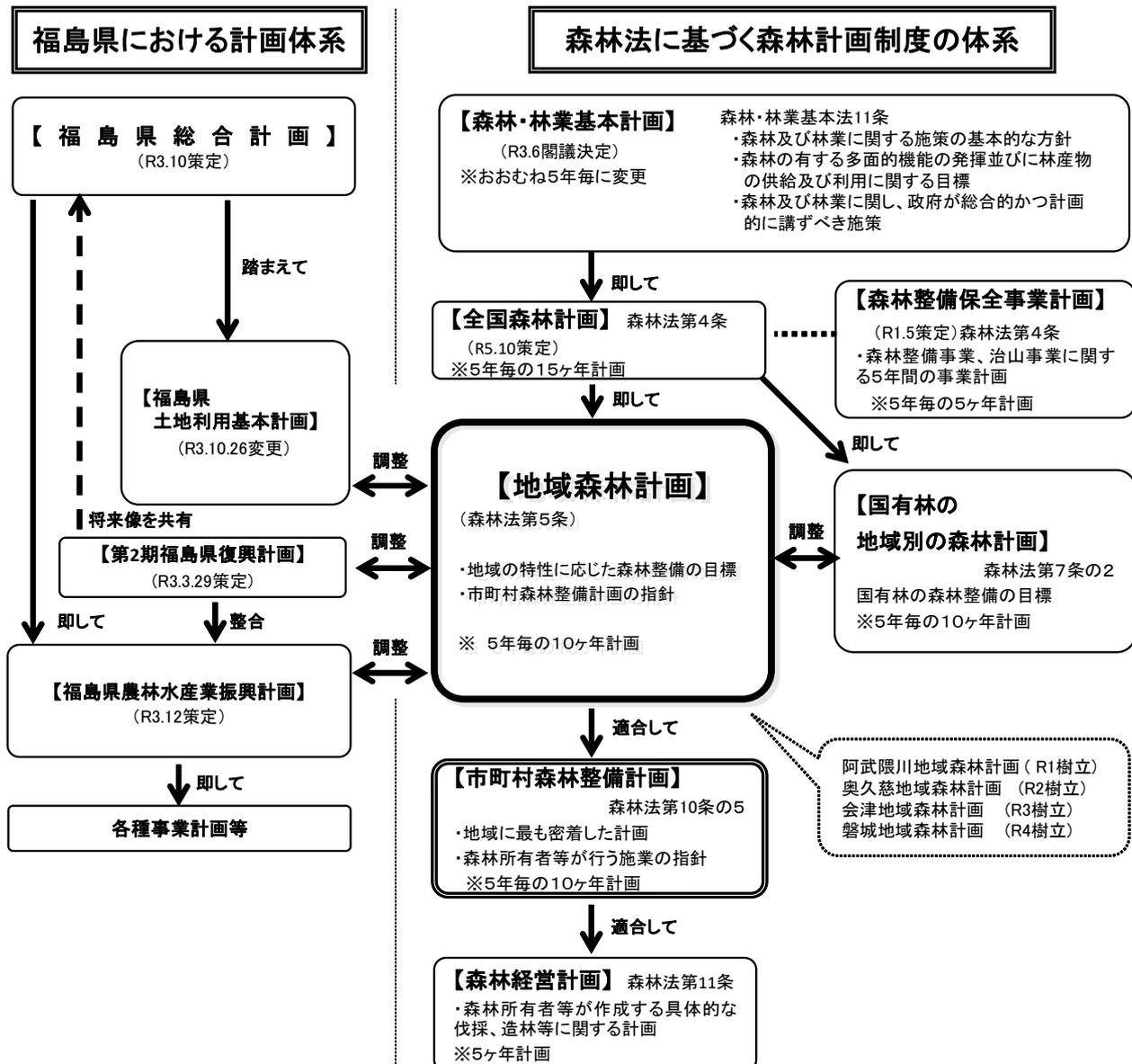
1 地域森林計画の作成のポイント

- (1) 「地域森林計画」は、森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して知事が5年毎に10年を一期としてたてる民有林の計画である。

2 地域森林計画の変更のポイント

- (1) 阿武隈川、奥久慈、会津、磐城の各地域森林計画について、次の事項を変更する。
- ①全国森林計画に即した記述を追加、充実
 - ②全国森林計画の計画量に即し、計画量を変更
 - ③林地開発完了及び官行造林地の返地等による森林面積の変更
 - ④林道・保安林・治山の計画量を各種事業計画に合わせて変更

森林林業に関する計画



【参考】地域森林計画について

- 森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、5年毎にたてる10年を一期とする計画。

民有林を対象として、森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定める。

- 地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするとともに、森林法に基づき市町村長がたてる市町村森林整備計画の指針となる。



地域森林計画変更に関するスケジュール（予定）

事 項	日 程	備 考
県報による広告	10月17日（火）	森林法第6条第1項
計画案の縦覧 県民意見公募（パブリック・コメント）	10月17日（火）～11月16日（木）	同法第6条第1項
調整・意見聴取 （庁内関係部局、経済産業局長）	10月17日（火）～11月2日（木）	森林計画制度の運用について IV 森林法の運用について 1
意見聴取 （関係市町村・森林管理局）	11月17日（金）～11月24日（金）	森林法第6条第3項
森林審議会への諮問	11月17日（金）	同法第6条第3項
森林審議会開催 〃 答申	11月30日（木）	同法第6条第3項
農林水産大臣協議	12月6日（水）	同法第6条第5項
農林水産大臣回答	12月13日（水）	
変更策定	12月14日（木）	
計画公表	12月14日（木）	同法第6条第6項